

6-2.馬力測定法について(UN-R85 関係)

- 適用範囲

- 内燃機関を原動機とする自動車(※1)

- ※1 大型特殊自動車、小型特殊自動車及び軽自動車並びにセミ・トレーラ、フル・トレーラ等の連結車両及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。

- 改正概要

- 自動車の原動機及び動力伝達装置については、運行に十分耐えるものとして、走行性能に関する要件が規定されているところです。

- 当該要件への適合性を判断するにあたり測定することとされている原動機の最高出力[kW]については、測定法について定めがなかったところですが、今般、「馬力測定法に関する協定規則(第 85 号)」に基づき測定することができることを明確化します。

- また、「馬力測定法に関する協定規則(第 85 号)」を採択することにより、同規則に基づく認証の相互承認を可能とします。

- 改正時期(予定)

- 平成 30 年 7 月

- 適用時期(予定)

- 平成 30 年 7 月